

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 14 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

**「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」
のパブリックコメントの開始等について**

本日より、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）に規定された「社会福祉充実残額」の算定及び社会福祉充実残額が生じた場合に策定する「社会福祉充実計画」の承認等に係る事務処理等の詳細について、パブリックコメントを開始しました。

また、各社会福祉法人における社会福祉充実残額の算定に活用するための「社会福祉充実残額算定シート（案）」を厚生労働省ホームページに掲載しましたので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

○ 「e-Gov パブリックコメント」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【案件番号：495160311】「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」に対する意見の募集について

○ 「社会福祉充実残額算定シート（案）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>